

# <交通安全テスト>

平成26年5月号

## 解答・解説

(中学・高校生用)

① 自転車は原則一人乗りの乗り物である。【○】

A : ● 道路交通法57条第2項 (乗車又は積載の制限等)

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

罰則：2万円以下の罰金又は科料

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、特別な場合として下記のとおりは認められています。

● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号 (軽車両の乗車又は積載の制限)

(ア) 16歳以上の運転者が幼児 (6歳未満) 1人を幼児用座席に乗車させる場合



(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合 (イに該当する場合を除く)



○



×

<指導のポイント>

中学生同士や、高校生同士の二人乗りは認められていません。  
二人乗りは絶対にやめましょう。

② 自転車から降りるときは、自転車の右側に降りた方がよい。【×】

A : ● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4

自転車の正しい乗り方（抜粋）

停止するときには、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪のブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

<指導のポイント>

自転車は「軽車両」といって車の仲間で、左側通行です。

自転車の右側から乗り降りすると、車やバイクが、右後ろから走ってくるので大変危険です。

自転車は左側から乗り降りしましょう。

③ 自転車で歩道を通行するときには、歩道の車道寄りの部分であれば、スピードを出して進行してもよい。【×】

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。



ただし、通行している、又は通行しようとする歩行者がない

ときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2 走行上の注意（抜粋）

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに徐行に移ることができる

ような速度)と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げる恐れの場合は、一時停止すること。

#### <指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなくてはなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

#### ④ 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。【○】

A : ● 道路交通法第63条の6 (自転車の横断方法)

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節3 交差点の通り方

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

#### <指導のポイント>

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通過して道路を渡りましょう。

#### ⑤ 自転車で走行中、携帯電話が鳴ったので、自転車から降りて話した。【○】

A : ● 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号 (運転者の遵守事項)

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

#### <指導のポイント>

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがあり、また、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、歩きながら携帯電話(スマートフォン)を見ている人もいますが、歩行者も周りの安全をしっかりと確認しないと、信号や車両の見落としにつながりますので、いわゆる「歩きスマホ」等は絶対にやめましょう。